

大口町告示第26号

大口町後期高齢者医療健康診査実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町後期高齢者医療健康診査実施要綱の一部を改正する要綱

大口町後期高齢者医療健康診査実施要綱（平成20年大口町告示第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び脳検査」を削る。

第7条中「、次に掲げる費用」を「、費用額の3割相当額」に改め、各号を削る。

別表中

「 脳検査

検査項目	検査項目の内容
問診	
M R I 検査	磁気共鳴断層撮影
M R A 検査	磁気共鳴血管撮影
診察	

」

を削る。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。